

控除明細書の見かた

互助組合では、給料日にあわせて控除明細書を発行しています。京都府費組合員は紙で発行、京都市費組合員は電子で発行しています(※)。控除明細書の見かたについて、以下のとおり解説します。

2025年 6月		京都府教職員互助組合控除明細書				連番	777-1
学校コード	学 校 名	個人コード	氏 名		控 除 合 計	社保控除額	
777777-0	互助小学校	777777	互助 太郎		49 417	909	
101 1号組合員掛金	4 500 ()	104 掛金(退預り金)	1 170 ()	210 入学資金貸付金	10 000 (15*)		
213 生活資金(S)	8 590 (58*)	401 一般保険日本生命	9 997 ()	501 教弘保険 教弘	6 360 ()		
701 チケットガイド	7 200 ()	801 京教済 総合共済	600 ()	901 退教互積立金	1 000 (171)		
月返済限度額残					116 410 ()		

【必ず記載のあるもの】

101 1号組合員掛金 102 2号組合員掛金 106 3号組合員掛金	毎月の掛金で、組合員の種別により記載が異なります。 【計算方法】 掛金算定基礎額(前月に支給された給料月額、教職調整額、扶養手当、地域手当の合計額)の1%
104 退預り金 ※1号・2号組合員のみ	退会時に退職互助に加入するための預り金で、加入資金に充当されます。 退職互助に加入しない場合は返金されます。 【計算方法】掛金×0.26
月返済限度額残	貸付を利用される場合の月償還額の余裕額です。 貸付利用時に参考にしてください。
社保控除額	掛金のうち、この金額が「社会保険料」として所得税からの控除が認められています。 【計算方法】掛金×20.20% ※割合は3年毎に改定されます。

【該当がある場合に記載のあるもの】

200・300番台 貸付償還金	各種貸付の月償還額 ()内の数字は返済残回数です。残回数の横に「*」がある場合は24回以上返済していないため借替できません。
401 生命保険	生命保険を団体扱いで控除している場合の月保険料です。
501 教弘保険	教弘保険の月保険料です。
601 育児立替金	育休中に互助組合が立替した保険料等の月償還額です。
602 月賦立替金	互助組合指定店で月賦(クーポン)にて購入した商品の月償還額です。
701 互助組合事業参加費	互助組合事業の参加費です。
801 京教済	京教済の月保険料です。
901 退教互加入準備積立金	40歳以上の組合員のみ、退職互助加入の積立金を毎月1,000円控除しています。40歳になった年度の翌年度4月から積立開始となります。()内の数字は今回を含めた積立回数です。退会時に退職互助に加入しない場合は返金されます。

※京都市費組合員の控除明細書の閲覧方法

「教職員庶務事務システムポータル」→「本人メニュー」で給与明細のお知らせ時にリンク先URLが表示されます。